

区長さんを紹介します

平成 24 年度の各区の区長さんが決まりました。また、養父市区長
会長には和田金男さん(門野)が選出されました。1 年間よろしくお願
いします。※空白の区は、7 月 1 日現在で区長さんが決定していません。

■八鹿地域 (敬称略)

区名	氏名
駅前	小橋忠宏
大森	谷幸蔵
諏訪町	岡本英孝
下町	植村和好
宮町	新谷三悟
仲町	飯野茂
新町	有馬信彦
元町	安原利雄
旭町	上垣重雄
栄町	守本吉伸
一部	林重稔
小山	米田正宏
朝倉	西村登
京口	西島政洋
天子	小林逸夫
扇町	町田健二

区名	氏名
下網場	長島孝弘
上網場	森木健太郎
舞狂	嵐恒男
九鹿	田村尚
幸陽	坂本秀夫
岡	河口一男
馬瀬	橋本源也
石堂	谷口義昭
今井	森本克己
中村	山下義晴
椿色	中島勲
石原	嵯峨修一
日畑	西村昇
加瀬尾	西村貞男
妙見	井上憲一
国木	中島健

区名	氏名
虹の街	田中義信
米里	室見稔
高柳下	植木三郎
高柳上	矢野尾清佑
高柳谷	中尾進
高柳向	中村美一
万々谷	大垣保夫
畑ヶ中	武村重義
向八木	田中清美
下八木	上田力
中八木	田路唯司
上八木	上垣利和
今滝寺	太田秀則
浅間	西村勝
円山台	松井龍之介
伊佐	石田博人

区名	氏名
坂本	横田一
岩崎	中島幹夫
大江	中西薫
上小田	田中重雄
下小田	西賀等
寄宮	宿南智宏
町	宇和野修介
川東	片山四六
川西	高木經吉
門前	池田哲二
奥三谷	太田垣均
口三谷	片山勝義
青山	多田勝実

■養父地域 (敬称略)

区名	氏名
長野	足立隆啓
中央	村上壽廣
野谷	太田垣敏和
餅耕地	中尾富治
建屋	村上隆司
新町	成田好晴
能座	中山正
森	田村海老男
三谷	山崎誠
船谷	北本健一郎

区名	氏名
大坪	岸本美男
畑	奥藤雅行
稲津	岡本千秋
浅野	米田収
新津上	-
新津	田村克弘
玉見	岩崎勉
左近山	小野山忠明
伊豆	小野山昌美
十二所二	圓山晴樹

区名	氏名
十二所一	松原英男
広谷一	谷垣憲滋郎
広谷二	真水健三
広谷三	丸山利典
上箇	片岡直喜
上野	小山繁武
東上野	安井千明
はさまじ	藤原正明
小城	松田正司
藪崎	池本繁夫

区名	氏名
上藪崎	辻本良昭
養父市場	西田唯之
大藪	堀井克夫
高中	安達繁
奥米地	村崎定男
中米地	藤本茂樹
鉄屋米地	樽井逸郎
口米地	山本徹
大塚	岩本利幸
堀畑	児島久直

■大屋地域 (敬称略)

区名	氏名
宮垣	栗田義和
上山	北脇実
樽見	池田公一
おうみ	木村正明
中	向勝喜
由良	羽瀧勝弘

区名	氏名
夏梅	正垣文雄
加保	上垣宜之
大屋市場	野崎曙生
山笠	若松昭彦
大杉	正垣伸雄
糸原	正垣一義

区名	氏名
宮本	田路正則
門野	和田金男
須西	津崎誠
和田	田村芳朗
明延	中尾一郎
蔵垣	尾崎義幸

区名	氏名
筏	中尾亨
中間	上垣吉博
栗ノ下	小畑喜美一
若杉	高橋本明
横行	小林国彦

■関宮地域 (敬称略)

区名	氏名
三宅	長島達男
三宅団地	多田昭博
向三宅	井上隆夫
大谷	橋本雄一
万久里	井上忠
和多田	西垣敦雄
尾崎	中村晴敏
関宮	谷本昇

区名	氏名
相地	西村豊
八木谷	川濱耕一
下吉井	川本勲
あららぎ団地	大林雄一
吉井	井上義昭
中瀬	太田垣孝志
鉦山	佐藤哲也
轟	中岡博文

区名	氏名
出合	雲田一吉
安井	栃下亀雄
鶴縄	片芝善治
小路頃	田村讓
川原場	前田宗男
葛畑	西村武
別宮	西谷真一
外野	西谷健次

区名	氏名
草出	山本明
梨ヶ原	川口秀昭
丹戸	森本正宏
奈良尾	藤原睦幸
福定	西村信夫
大久保	藤原惇夫

きれいな円山川をみんなで守りましょう！！

私たちは1日に1人あたり300リットル以上の生活用水を使っており、それが川に入って水を汚す原因になっています。川の汚れを減らすため、誰でも簡単にできる生活排水対策を考えてみましょう。

円山川を美しくする協議会 (円美協) えんびきょう

養父市長選挙・養父市議会議員選挙

投票日は“平成24年10月21日(日)”です。

任期満了(今年10月31日)に伴う養父市長選挙並びに養父市議会議員選挙が、10月14日告示、10月21日投票の日程で執行されることが決定しました。詳しい内容は、今後の広報紙等で皆様へお知らせします。

**有権者も候補者も、ルールを守って
明るい選挙を実現しましょう!**

選挙公営制度のお知らせ

(制度の目的)

お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることを目的に、選挙運動の費用を一定の限度額を設けたうえで公費負担する制度です。公職選挙法の規定に基づき「養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」が制定され、次回の養父市長選挙・養父市議会議員選挙から適用します。なお、制度の利用に当たっては、所定の手続きが必要です。また、供託金が没収される(得票数が一定の数に達しない)場合は、公費負担を受けることができません。

(公費負担の概要)

区分	内容		限度額	備考	
選挙運動用自動車の使用	① 一般運送契約 (ハイヤー方式)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る。)	各日について 64,500円	①と②は選択	
	② その他の契約	ア 自動車借入れ契約 (レンタル方式)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る。)		各日について 15,300円
		イ 燃料供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金		7,350円× 選挙運動日数
		ウ 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額(同一の日については1人に限る。)		各日について 12,500円
選挙運動用ビラの作成(市長候補者のみ)	当該候補者を通じて、作成単価に作成枚数を乗じて得た金額。なお、作成単価及び作成枚数の限度は、それぞれ以下のとおり。 (1) 作成単価の限度 7円30銭 (2) 作成枚数の限度 選挙運動用ビラの頒布上限枚数(2種類以内で16,000枚)				
選挙運動用ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価に作成枚数を乗じて得た金額。なお、作成単価及び作成枚数の限度は、それぞれ以下のとおり。 (1) 作成単価の限度 (ポスター掲示場数×510円48銭+301,875円)÷ポスター掲示場数 (2) 作成枚数の限度 ポスター掲示場数と同数 (参考:平成23年4月1日告示の兵庫県議会議員選挙時(養父市選挙区は無投票)のポスター掲示場数は、313箇所、この場合1枚当たりの作成単価の限度額は、1,475円となります。)				

▶お問い合わせ/養父市選挙管理委員会
☎ 079-662-3161